

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年 8月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成15年12月19日 第3187号

平成16年 7月22日 変第1547号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第2工区

京都市山科区上花山桜谷21番地5（一部）、61番地1、61番地5（一部）
及び61番地6並びに同区上花山旭山町12番地1（一部）及び12番地9（一部）
並びに同区上花山花ノ岡町34番地10、34番地11及び34番地12

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山町伊庭30番地1

睦備建設株式会社

代表取締役 高 安伸

(都市計画局都市景観部開発指導課)